

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」(案)に係る
市民意見募集の結果について

市民意見募集の結果

(1) 実施期間

平成30年1月31日(水)～3月2日(金) 31日間

(2) 意見数(202件)

区 分	意見数
プランの概要について	23件
施策一覧について	82件
(施策目標1に関するもの)	16件)
(施策目標2に関するもの)	15件)
(施策目標3に関するもの)	16件)
(施策目標4に関するもの)	12件)
(施策目標5に関するもの)	17件)
(施策目標全体に関するもの)	6件)
障害福祉計画及び障害児福祉計画について	39件
わかりやすい版について	23件
全体について	35件
合 計	202件

(3) 意見をいただいた方の属性(59名)

<お住まいの区>

北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	伏見	その他	不明
2	3	3	5	1	1	1	7	4	3	17	7	5

<年齢>

～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳～	不明
1	7	13	19	9	4	0	6

<性別>

男性	女性	不明
30	22	7

<御職業等>

会社員	公務員	自営業	主婦・主夫	学生	無職	その他	不明
21	10	1	3	1	3	15	5

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」(案)に係る市民意見募集の結果〔全体〕

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン【仮称】の概要」について

番号	市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
1	施策目標に沿って着実に進め、基本方針の実現に期待する。	8	市民の皆様の御理解と御協力を賜り、本計画を着実に実施していきます。
2	障害の有無に関わらず、暮らしやすいまちづくりを目指しており、よいプランだと思う。	5	基本方針「障害のあるひととないひと、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくり」を推進するため、この計画を広く周知してまいります。
3	重点目標について、「はざま」が何を意味するのか分かりません。	1	計画の本冊において、「はざま」の説明を記載しております。
4	家族に障害を抱えている人は多く、その人たちの意見が反映できるようにしてもらいたい。	1	この計画策定に当たり、平成28年11月に、障害のある市民の状況やニーズについて調査する「障害者生活状況調査」を実施し、昨年8月からは、学識経験者、福祉保健関係団体の代表者、当事者、公募市民等で構成する「京都市障害者施策推進審議会」及びその下部組織である「京都市障害者施策推進審議会作業検討部会」における議論を踏まえ、計画案をとりまとめております。今後、この市民意見募集でいただいた意見も反映させたいと、計画を策定してまいります。
5	国の方策や法令整備により、変更や修正が必要となった場合は、柔軟に対応してほしい。	1	施策の推進に当たり、社会情勢の変化等にも合わせ、取組を修正するなど、柔軟に対応してまいります。
6	分かりやすくまとめてあるが、少し項目が多すぎるため、少し項目を減らした方が、「読みたい」という気を起こさせたいと思う。	1	概要については、市民意見募集のために、この計画の内容をコンパクトにまとめたものです。今後、このような市民意見募集をする際には、項目を減らすなど、より読みやすいものとなるよう工夫してまいります。
7	障害者差別解消法が28年4月に施行され、京都市もいろいろな広報活動をしているのを見かけるが、市民への広報はもちろんのこと、学校の教職員への指導にも力を入れるべきである。	1	法の趣旨を全職員が理解して行動できるよう、全ての職場を対象とした京都市対応要領を策定しており、職員研修等を通じて、徹底を図ってまいります。個々の場面における対応につきましては、対応要領に基づき、一人一人の職員が障害のある人や御家族からの相談に応じ、建設的対話を通じて相互理解を図りながら、柔軟に対応してまいります。さらに、本市で受けた相談対応事例については、庁内で共有し、差別の解消に向けた取組を進めてまいります。
8	施策目標には大切なことが書かれており、施策の進捗管理の際には、施策の進捗を正確に把握するため、半年ごとなどに期間を分けて各施策の期間目標を作してほしい。	1	それぞれの施策については、数値化することができず、目標設定に馴染まない項目も多いため、期間目標の設定は困難です。
9	違いをつくる要因となっている施設施策や分離教育等のシステムの解消なしに、この計画の基本方針の推進はできない。また、差別解消法の認知度の低さを認識し、認知度を高めていくための方法を検討してほしい。	1	障害者差別解消法に関して、法の趣旨を全職員が理解して行動できるよう、全ての職場を対象とした京都市対応要領及び障害のある方への配慮の事例集を策定し、職員研修等を通じて、徹底を図るとともに、市民及び事業者に対しても、リーフレット、講座の開催や出前トーク等を通じて、法の趣旨及び内容について、更なる周知啓発を行ってまいります。また、障害のある人もない人も交流できる機会の場を通じて、相互理解が深まるよう、取り組んでまいります。
10	京都市の障害福祉施策の実施状況において、基幹相談支援センターにその機能の集が見受けられる。	1	障害のある人の様々な相談ニーズに応じ、円滑かつ適切なサービスの利用につながるよう、保健福祉センター、基幹相談支援センターを含めた市内15箇所の障害者地域生活支援センター、計画相談事業所が連携して相談支援体制の充実に取り組んでまいります。

11	重点目標の3において「市民みんなで支え合う体制の整備」とは、厚生労働省が設置した地域共生社会本部のいう「我が事・丸ごと」において目指される介護におけるボランティア活用ではないか。介護費の削減のための重点目標は許されない	1	障害のある人が、住み慣れた地域で暮らすためには、福祉サービスの充実はもちろんのこと、身近な地域での交流など、地域住民との顔の見える関係づくりが重要であることを踏まえ、重点目標として設定したものであり、予算削減を目的としたものではありません。
12	計画の進捗管理をする「京都市障害者施策推進審議会」の構成委員選出は公平性があり、かつ市民団体による進捗状況の平行レポートを持って進捗状況は管理されるようにすること	1	「京都市障害者施策推進審議会」は、学識経験者、保健福祉関係団体の代表者、当事者、公募市民等で構成しており、委員数35名のうち障害当事者又は家族団体が約半数となる17名、そのほか、支援者などの団体が14名、学識経験者、市民公募委員がおられます。

「共生社会の実現に向けて(施策一覧)」について

番号	市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
13	障害者が地域で安心して暮らすためには、地域住民の理解を進める啓発活動が重要である。 また、啓発活動には障害当事者の参画が必要である。	3	「施策目標1 お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくりー啓発」に基づき、障害や障害のある人への正しい理解の普及に努めてまいります。 また、啓発活動については、これまでからも障害者団体等と協力しながら実施しており、今後も、これまでと同様に取り組んでまいります。
14	相談支援について、2017年12月に発覚した「寝屋川長女監禁・遺棄致死事件」を教訓に、相談支援機関にも、警察との連携による「強制調査権(仮称)」を与えるべきだと考える。	1	相談機関における調査権のあり方については、国をはじめ、多角的視点から慎重な検討が必要であると考えます。 本市といたしましては、精神疾患のある方やその家族が早期に相談でき、適切な医療や支援につながるよう、関係機関と連携を図りながら相談支援体制の充実に向けて、取組をすすめてまいります。
15	医療・看護用語は障害当事者等にはなじみにくく、医療関係者に質問も行いにくい。ため、重度障害当事者等が日頃コミュニケーションを図っているガイドヘルパーへの支援を検討すべきである。	1	医療関係者とのコミュニケーションについては、医療関係者側の合理的配慮による分かりやすい説明が重要です。一方、重度の障害のある方が日頃コミュニケーションを図っているガイドヘルパー等が、医療的知識を身につけておくことも意味があるということも御指摘のとおりです。 ガイドヘルパーの資格取得のための移動支援従事者養成研修においては、「障害・疾病の理解」という講義の中で医学的な内容の研修を実施しております。また、すでにヘルパーとして従事しておられる方のスキルアップのための研修については、京都市地域リハビリテーション推進センターによる地域リハビリテーション推進研修の中での実施を検討してまいります。
16	手話について、まず、京都市役所等公共機関の全職員に対しての講習が必要である。	1	市職員を対象とした手話講座の実施や新規採用職員研修に手話科目を設定するなど、職員向け手話講座を実施しており、引き続きこうした取組を継続してまいります。
17	事業者や企業の雇用側はよく意識すると思うが、一般社会における認知度や理解は、差別意識の解消に至るまでにはなっていない。施策を並べるだけでなく、人と人の対話の機会がなければ、無意識下の差別や偏見はなくならないので、時間をかけてでも、そのような機会を設けていくと良いと思う。	1	「施策目標1 お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくりー啓発」に基づき、リーフレットや出前トーク等を通じて、市民に対して、障害者差別解消法の趣旨及び内容の周知啓発を行うとともに、障害のある人もない人も交流できる機会の場を通じて、相互理解が深まるよう、取り組んでまいります。
18	大学在学中に障害(精神)が顕著になったが、学校側に理解がなく退学した。学校も状況把握がされておらず、学生への手立てがなかったように思う。	1	大学を含め事業者においては、障害者差別解消法に基づき合理的配慮に努めることとされており、これまでから、事業者に対して、法の趣旨及び内容の周知啓発を行っているところです。 今後も、リーフレットや講座の開催等を通じて、事業者において「障害」となっている障壁を取り除くための「合理的配慮」が実践されるよう、啓発してまいります。
19	意思疎通支援・情報保障の中身が明記されていない。少なくとも聴覚障害者のコミュニケーションは手話だけでなく、難聴者や高齢者の聞こえの悪い人は、情報保障として要約筆記を利用することが多くなると思うので、要約筆記がいつでもどこでも利用できるような望む。	1	本市では、中途失聴者・難聴者等の情報保障のため、要約筆記者の派遣事業を実施していますので、必要に応じて派遣依頼をしていただきますようお願いいたします。

20	切れ目のない相談や支援をするのであればなおのこと、聴覚障害が判明した子どもがコミュニケーション手段として、手話を選択しやすい方法を講じるよう、療育機関であるうさぎ園で積極的に手話による教育・遊びを 導入できるようにしてほしい。	1	【施策目標 5－特性や状況に応じた支援の提供－「50様々な障害や特性に応じた支援体制の充実」】に基づき、聴覚障害のある低年齢の子どもと保護者が伝え合う喜びを実感できるよう、引き続き、絵や写真、身ぶりや手話等の手段を取り入れた支援に取り組んでまいります。
21	社会モデルの考え方、合理的配慮等の広報・啓発について具体的な方法を明記してほしい。 権利擁護の視点をあらゆる環境整備のベースとして位置づけてほしい。	2	「施策目標 1 お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり啓発」に基づき、リーフレットや出前トーク等を通じて、広報啓発に努めてまいります。 また、障害者差別解消法の施行に伴い、障害のある人の権利利益の侵害がないよう、これまで以上に適切な対応が求められており、環境の整備に当たっても、この観点から、障害のある人ができる限り利用しやすいものになるよう、取り組んでまいります。
22	相談支援体制の充実において、当事者相談員（ピア・カウンセラー）を活用することは良いことである。 ピア・カウンセラーのスキルアップや育成システムの構築等も含めて、ピア・カウンセリングを行っている団体と連携して進めてほしい。	2	「施策目標 1 お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり相談支援－相談支援体制の充実」に基づき、取組を進めてまいります。
23	相談支援体制の充実において、基幹相談支援センターにその機能が集中し、計画相談支援事業所の自主性独立性の担保を損なわせている。地域社会における多様な生活様式のあり方が、サービス利用ありきの焼き直し計画に繋がっており、それが相談支援従事者の資質に問題を及ぼしている	1	相談支援事業所が本人の意向を尊重した適切なサービス等利用計画を作成するために、基幹相談支援センターによるスキルアップ研修を定期的で開催しております。今後も保健福祉センター、基幹相談支援センターを含めた市内 15 箇所の障害者地域生活支援センター、相談支援事業所が連携して、地域の相談支援体制の充実に取り組んでまいります。
24	新規施策の「地域とのつながりの構築」について、どの主体が具体的にどのような取組をするのか明確にされることを期待する。	1	「地域とのつながりの構築」については、行政だけでなく、障害のある人、支援団体、住民団体など様々な関係団体の連携が重要であり、今後、そういった団体とも連携を深めながら取組を進めてまいります。
25	福祉の担い手の確保は、大学等が行っているインターンシップ制度等も活用や有償ボランティアの検討など、様々な取組を行ってほしい。	2	御意見を踏まえ、「施策目標 2 地域で自立して生活できる仕組みづくり－地域交流－地域活動を支える担い手の育成」に基づく具体的取組の中で検討してまいります。
26	障害当事者が住宅に入居しやすくするために、京都市等公的機関が保証人となることも必要である。	2	厳しい財政状況のなか、本市が保証人となる仕組みを構築することは困難ですが、「施策目標 2 地域で自立して生活できる仕組みづくり－住まい・暮らし－地域での住まいの確保と住環境整備」において、公営住宅はもちろんのこと民間賃貸住宅への入居を支援するための取組を推進します。
27	住み慣れた地域で生活できるのは良いことだが、一律的に施設から地域へ移行させるのではなく、必要な方に必要な支援が行き渡るよう、施策の拡充等を併せて検討していく必要がある。	2	住み慣れた地域で暮らすためには、福祉サービスの充実も重要なことであり、「施策目標 2 地域で自立して生活できる仕組みづくり－福祉サービス」に基づき、障害福祉サービス等の量等の充実や、質の向上に努めてまいります。
28	「グループホーム等の設置促進」と書かれているが、京都市の具体策が乏しいように思う。グループホームが不足している現状を鑑みて、例えば、大阪市のように、グループホームの設備整備費に補助金を出したり、横浜市のように「重度化・高齢化対応モデル事業」を実施して欲しい。また、市営住宅の活用も検討して欲しい。	1	障害のある方が、地域で自立した生活するため、安心安全な住まいの場として重要な役割を果たすグループホームについては、国庫補助金を活用して整備支援を行っております。この 5 年間で 214 人分の増となっており、その内の約 8 割は民間による独自整備となっています。今後、民間活力を生かした整備を基本に、相続する家の転用や空き家の活用をしやすいするための国の動きに応じて必要な要望を行うとともに、市営住宅の活用の必要性も見極めながら、確実な整備に努めてまいります。

29	総合支援法の改正による、グループホームの25人化（定員20名＋ショート5名）は、地域移行の後退である。	1	今回新設された「日中サービス支援型共同生活援助」は、住まいの場としてのグループホームの特性は維持しつつ、スケールメリットを活かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20人（1ユニット10人×2）まで認めた新たな類型のグループホームで、地域の重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供する短期入所の併設により、施設等からの地域移行の促進及び地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。 なお、日中サービス支援型共同生活援助では、 ◆利用者が充実した地域生活を送れるよう、外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこと、 ◆利用者の意に反して日中活動サービス等の利用が制限されることのないよう、相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者との連携に努めなければならないこと、 ◆地域に開かれたサービスとするため、自立支援協議会に対して事業の実施状況等を報告し、その評価を受け、協議会からの要望、助言等を聴かなければならないこと など、利用者の地域生活に配慮した運営基準が定められております。今後、事業者から指定の申請があった場合には、上記の基準も踏まえ、対応してまいります。
30	地域で自立して生活できる仕組みづくりにおける現状と方向性で、5つの地域協議会・京都市自立支援協議会が挙げているが、そもそも地域協議会・京都市自立支援協議会が機能しているとは言い難い。そもそも機能している協議会でさえその圏域の基幹相談支援センターの独自色が強く、適切な運営と運用に問題がある。	1	地域協議会は、地域における障害保健福祉の関係者による連携及び支援の体制に関する仕組みについて中核的役割を果たす協議を行うための会議として、京都市自立支援協議会は、本市全体の障害保健福祉に関する課題を集約し、施策への反映等の取組に関する協議を行うための会議として設置しております。今後とも協議会が適切に運営され、意義のある活動となるよう努めてまいります。
31	障がい福祉サービス等の量等の充実において、サービス事業者や事業所職員の確保のため国に対する働きかけを求めているが、その働きかけの本旨は介護を必要とする利用ニーズ（介助量・必要度）に基づいて行われるべきである。重度障害者の利用ニーズの高さは自明だが、軽度中度（家事単価は低く身体の利用でないと派遣しないなど）の利用ニーズが無視され減らされる傾向にある。働きかけの本旨を間違えると、利用ニーズはあるのに量は伸びずサービス事業所等の処遇だけ改善されていくことにならないか。	1	障害のある方が住みなれた地域で自立して生活していくためには、必要な福祉サービスを十分に提供できる体制が必要です。障害の特性や程度等に応じ、必要な支援が十分に提供できる体制の整備に資するように、国への働きかけを行ってまいります。
32	障がい福祉サービス等の質の向上において、障がい福祉サービス事業者や相談支援専門員の教育・知識・介護技術等に関する取り組みに不備が多い。あくまでも生活保障のためのサービス事業者であって、アドボカシーの視点、職員のストレスや感情コントロールの問題、価値観や倫理観の欠如など重大な問題を含んでいる。障がいを持つ本人を主体とした多様な社会資源との連携を持たなければいけない。安易なサービス事業になっている点は否めない。許認可に問題があるとも指摘できよう。	1	いただいた御意見を参考とし、障害福祉サービス等事業者が自主的に業務水準の向上に努めることができるよう、環境づくりに努めてまいります。
33	地域移行における通過地点のグループホームであるはずが、地域で生活をする基盤としている点は問題がある。障害者権利条約第19条では、グループホームという形式は、自己の決定と自立を損なうとして認められていないので、グループホームの設置促進は、計画の項目から外してほしい。	2	グループホームは、地域における住まいの場としての一つの選択肢であり、居住を強制するものではないこと、「障害者生活状況調査」においても、グループホームへのニーズは高いことから、計画の項目から外すことは考えておりません。
34	地域生活へ移行する仕組みづくりと支援体制の充実において、障がいのある人の希望が顕在化する過程での働きかけは必要である。施設などにおける地域移行支援計画は地域で生活することが大前提のもと、家族・行政・民間・地域は本人を迎え入れるよう伝えていくべきである。	1	各関係機関が連携するとともに、地域移行の取組を進める中で、施設入所の方及びその家族等に対し働きかけが必要になってくると考えております。

35	65歳到達以降も、介護保険利用の強制による負担増やサービス量減は行わないと明記してほしい。	1	65歳以上の方については、介護保険サービスに障害福祉サービスに相当するものがある場合には、介護保険サービスの利用が優先すると法律で規定されております。制度利用に当たっては十分な説明を行い、利用者の理解を得られるよう努めているところです。 なお、利用者負担につきましては、平成30年4月施行の障害者総合支援法改正において、65歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた障害のある方に対し、所得の状況や障害の程度等を考慮し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）できる仕組みを設けることが示されているところです。
36	法律の指定難病に限らず、広い範囲の難病に対して支援を行ってほしい。	1	難病患者への支援については、指定難病であるかどうかにかかわらず、各保健福祉センターの障害保健福祉課において、窓口相談を行うとともに、訪問相談等により、引き続き丁寧に対応してまいります。
37	相模原事件発生以来、精神障害(疾患)者への社会の目が厳しくなっているため、病院に社会的入院を余儀なくされている者への支援も必要である。	1	病院に入院されている方の地域移行については、本人が地域で安心して生活していただくための適切な支援と地域の理解の促進が必要であると考えており、こうした取組を一層促進してまいります。
38	難病患者への支援体制の構築として、「難病相談支援センター」の設置が記載されているが、難病患者本人も設置に参画すべきだと思う。	1	これまでから、患者団体とも協力し、医療相談会やピア（同病の患者同士）相談等を実施してまいりました。 今後とも、難病相談支援センター、患者団体、関係機関等としっかり連携し、難病患者への支援対策を推進してまいります。
39	民間事業所へのユニバーサルデザイン普及の1つとして、小規模民間事業所にも、障害者日常生活用具の給付を認可してはどうか。	1	本市の日常生活用具の給付については、在宅の重度心身障害児者の生活の便宜を図る目的で実施しております。本市の厳しい財政状況においては、給付対象を事業所に拡大することは困難です。
40	災害時要援護者リストの災害発生前の関係機関への開示を行い、支援・情報の事前共有が必要。	1	本市では、災害発生時の避難行動に支援が必要な方を対象に、避難行動要支援者名簿を作成しております。この名簿は、災害発生後、避難所が開設された際に、安否確認や避難の支援に活用するものであり、様々な個人情報が含まれることから、災害発生前の開示は難しいと考えます。 一方、本市では、本人の同意がとれた方の名簿を地域の関係機関等に貸し出し、日頃の見守りにつなげる「地域における見守り活動促進事業」を実施しておりますので、引き続き、この事業の推進に取り組んでまいります。
41	虐待通報者の保護も警察と連携して検討すべきではないか？	1	障害者虐待防止法（第8条）において、通報を受けた市町村職員は通報者を特定させる情報を外部に漏らしてはならないと規定されており、引き続き、法に基づき通報者の保護に努めてまいります。
42	建設などの目に見えることなく、個人のこころや気持ちに訴える方策は難しいと思うが、ぜひ実現してほしい。	1	共生社会の実現には、障害のある人等が抱える困難を、「自分ごと」として認識し、積極的な声掛けや困っている方への手助けの実施などの「心のバリアフリー」も必要不可欠です。 「施策目標3 安心して生活できる社会環境の整備ーユニバーサルデザインーこころのバリアフリーの普及」に基づき、引き続き啓発に努めてまいります。
43	特に「健康・医療」の実現と整備を行ってほしいが、京都市だけでは実現が難しいと思うので、国などに働きかけて早期の実現をお願いします。	1	「健康・医療」に関する施策は、現在の計画においても取り組んでいるところであり、引き続き、着実に取り組んでまいります。
44	こころのバリアフリーについては、幼少期から障害のある方と同じ環境で生活することが必須である。 障害をもつ児童も、児童の集まる場に参加できるように児童と保護者に対する社会参加の支援を求める。	1	子どもの障害や特性に応じた支援を行う療育施設の充実と併行して、保育園（所）・幼稚園・児童館等における障害のある子どもの受入体制の充実に取り組んでいるところであり、今後も【施策目標5ー相談・支援・連携体制の強化ー「53教育と福祉の連携による切れ目のない取り組みの推進」、54「京都市未来こどもはぐくみプラン」と連携した取組の推進】に基づき、障害のある子どももいない子どもも共に生活できる環境づくりに一層努めてまいります。
45	これまで外出が困難であった方が、外出の機会が増加すると、バリアフリー化や外出に関するニーズが増大・多様化するので、更なるバリアフリー化を進めてほしい。 また観光の面でもアピールポイントとできるようなユニバーサルデザイン化を期待する。	1	いただいた意見は、関係部局とも共有し、障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりはもちろんのこと、京都を訪れた人も快適に過ごせるよう、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れながら、施設のバリアフリー化などを更に進めてまいります。

46	障害者基本法の改正により慢性疾患が障害に含まれることとなったのに、。このことがまだまだ周知されていない。慢性疾患があるために生きづらさをかかえる人が自身が障害者であると気付けるよう啓発活動を推進されたい。	1	難病相談支援センター、患者団体、関係機関等としっかり連携し、難病患者の皆様がご利用可能な制度等の情報発信も含め、難病患者への支援対策を推進してまいります。
47	安心して生活できる社会環境の整備の権利擁護において、差別解消に向けた取り組みの推進には民間による努力義務の水準をより引き上げることが必要である。民間の努力義務を義務にするよう国に対する働きかけすることが重要である。	1	障害者差別解消法については、施行後3年を目途に見直しを行うこととしており、国の動向を注視しながら、対応してまいります。
48	安心して生活できる社会環境の整備の権利擁護において、虐待防止の取り組みは被虐待者の救済措置、虐待を目撃通告通報した内部告発者の救済、虐待事件が起こってしまった際、事業者らに対し改善計画立案に当事者が参画し、保護者と被害者に寄り添い新たな地域生活を模索することが重要である。	1	本市では、障害者虐待防止法に基づき、虐待防止の体制整備、関係機関職員の資質の向上等を図り、虐待防止の取組を行っております。引き続き、障害のある方が安心して暮らせるよう、権利利益の擁護に努めてまいります。
49	成年後見制度の利用等の推進について、障害当事者本人に対する意思決定支援が第三者の代理決定にならないよう注意喚起するべき。	1	「施策目標3 安心して生活できる社会環境の整備－権利擁護－成年後見制度の利用等の推進」に基づき、意思決定支援ガイドラインの趣旨も踏まえながら、取組を推進してまいります。
50	健康を悪化させないために、身体障害者手帳3級も対象にするなど、公費負担医療制度を拡充してほしい。	1	障害のある方に対する医療費の助成としては、重度の心身障害がある方で、市内在住の健康保険に加入している方を対象に、医療機関等の窓口で支払う健康保険の自己負担額を助成しております。重い知的障害がある方については、身体障害者手帳3級であっても制度の対象としております。本制度は、国による補助制度のない中、府市協調の下、実施しておりますが、本市の厳しい財政状況においては、現時点で給付対象を拡大することは困難です。
51	一時避難所のバリアフリー化が早急に必要であり、全避難所に車いすでも利用できるトイレの設置をお願いする。 また、事前登録などして、一時避難所に行かずに、福祉避難所に直接避難できるようにしてほしい。	1	「施策目標3 安心して生活できる社会環境の整備－ユニバーサルデザイン－人にやさしいまちづくりの推進」に基づき、建築物等のバリアフリー化に努めてまいります。 また、災害発生時には、身の安全の確保を最優先に、まず一般の避難所に避難のうえ、福祉避難所の受入体制が整ったところで、対象者を、福祉避難所に移送することとしておりますので、御了承ください。
52	社会参画しやすいように福祉乗車証をICカード化してほしい。	1	福祉乗車証のICカード化につきましては、ICカード化に要する費用が非常に高額であることから、現段階では実現困難な状況です。
53	今後高機能・廉価のIT機器が普及されることによって、「参加」から「参画」していきたいと考えている若い障害当事者並びに関係者増えると考えている。よって今後は「社会参加」だけでなく「社会への参画」への指針も必要。	1	あらゆる機会を通じて、障害のある当事者の方や関係団体とともに、「全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支えあうまち・京都」の実現に向けた取組を進めてまいります。
54	文化・芸術作品を発表し、学べる場がスポーツに比べて少ない。	1	平成30年度の新規事業として、「障害者アート活性化プロジェクト」を実施する予定であり、障害のある人が、文化芸術活動に取り組める環境整備に努めます。
55	スポーツを行える体育施設が少ないので、地域体育館も利用可能にすべき。	1	本市では、障害者スポーツセンター及び障害者教養文化・体育会館を拠点として、障害者スポーツの普及や選手の育成等、障害者スポーツの裾野を広げる取組を推進しています。今後もより多くの市民の皆様に障害者スポーツに親しんでいただけるよう、取組を進めてまいります。 また、地域体育館は障害の有無に関わらず、御利用いただくことが可能です。御利用の可否は種目や利用方法等により判断しておりますので、各地域体育館にお問い合わせください。
56	一般就労促進の1つとして、重度障害者・難病患者等の在宅就労制度も推進すべき。	1	企業就労が困難な障害のある方が生きがいを持って働けるよう、在宅就労や福祉的就労も含めた”すべての働き方”を支援してまいります。

57	障害者の就労については、障害者だけで自立して生活できるだけの賃金を伴う就労が必要だと考える。	1	本市では、市役所の各部署における福祉施設からの物品等の調達促進や、授産製品の販路拡大、商品開発、市民の理解促進等を目的とする事業に取り組んでいます。 今後は、福祉施設で働く障害のある方の更なる工賃（賃金）の向上を目指すべく、様々な支援策に取り組んで参ります。
58	何よりも就労の実現が重要である。	1	この計画に基づき、全ての施策を着実に推進してまいります。
59	障害のある人が生きがいを持てるような取組を進めてほしい。	1	「施策目標 4 生きがいや働きがいをもてるまちづくり」に基づき、障害のある人が生きがいをもてるよう取組を進めてまいります。
60	パラリンピックやアートも重要だが、日常生活こそ重視してほしい。	1	日常生活が重要であることは十分認識しておりますが、一方で生きがいをもつことも重要だと考えており、一つの分野に偏ることなく、5つの施策目標をバランスよく推進してまいります。
61	就労継続支援事業所からの一般就労は、課題が多いと感じており、就労継続支援事業所のレベルアップという方向からのアプローチが有効である。今回の新規事業である「伝福連携担い手育成支援事業」は「福祉的就労の底上げ策」として大いに規定がもてる。 伝統産業分野の技術習得には困難が伴うとはいえ、伝福連携により、障害者が一般就労の障害者枠では実感できない、お金以外の働く喜びや誇りが自覚できたら、これこそ真の社会参加といえるのではないか。そのためには、能力の高いやる気のある障害者を一般就労にばかり移行させるのではなく、福祉につなぐ仕組みも必要である。 また、伝福連携以外のメニューも提示してもらいたい。	1	障害のある方の一般就労のニーズが高まる中、新たな職域拡大が必要であり、そのひとつとして伝統産業分野への拡大取り組んでいます。今後は、観光分野等の様々な分野においても可能性を検証して参ります。
62	従来の障害者アートは、感性がすぐれているとか、一般では考えつかない発想などが評価されている。 伝統産業分野など、精巧で緻密な作品をつくることも評価し、よりよい作品が作れるような指導をするなどの仕組みづくりをお願いする。	1	文化芸術活動の振興については、障害のある人が広く創作活動に参加できるような取組を推進し、創作活動を通じた新たな雇用形態の開拓など、様々な取組を進めてまいります。
63	社会参加しやすい環境の整備は、障害のある人、高齢者、子連れの人、妊娠中の人などへの配慮が欠落しないよう、特に公共交通機関等の事業者の接遇に改善を求めたい。	1	いただいた意見は、関係部局と共有し、公共交通機関が、すべての人にとって利用しやすいものとなるよう、取組を進めてまいります。
64	障害を持つ児童生徒が、隔離や排除されることなく、同じ場で共に学べるよう教育条件を整えていくことが、障害者権利条約における「インクルーシブ教育」の理念であり、この理念の実現のため、具体的な取組を記載してほしい。	1	「5 5 インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援」の項目に記載のとおり、障害のある子どもが家庭や地域の理解を得ながら、同じ地域や同じクラスの仲間と共に学び、支えあえるよう、交流・共同学習やすべての子どもたちにとってわかりやすい授業・学習環境づくりを目指すユニバーサルデザイン化をはじめとした具体的な取組を推進してまいります。
65	「早期発見・早期支援」のように子どもにとって早い対応により障害を最小限にできると思う。	1	【施策目標 5 ー早期発見・早期支援ー「46関係機関との連携による早期発見・早期支援」，「47身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進」】に基づき、子どもの個々の発達や特性に応じた適切な支援が早期に受けられるよう取り組んでまいります。
66	インクルーシブ教育の推進のため、「通常学級に在籍する障害を持つ子供が、共に学べるよう、支援や環境整備を充実させていく」という文面をプランに入れてほしい。 更に、個別のニーズに応えるだけでなく、障害を持つ子も持たない子も、同じ場で学び、お互いを理解しあえるようインクルーシブ教育を推進し、教育条件の整備に努めることを、積極的に表明し、取り組んでほしい。	1	「5 6 一人一人のニーズに応じた教育の推進」において、障害のある子どもの自立と社会参加を目指して一人一人のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、多様なまなびの場を設置し、総合育成支援員の活用等、支援体制の充実を図ることを記載しており、普通学級に在籍する支援が必要な子どもに対しても、きめ細やかな指導や支援に取り組んでまいります。 また、インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援についても記載しているところであり、交流・共同学習の推進やすべての子どもたちにとってわかりやすい授業・学習環境づくりを目指すユニバーサルデザイン化等の取組を今後も取組を進めてまいります。

67	障害の要因となる疾病の早期発見も必要だが、障害の有無がわかった場合、家族への中絶防止・育児ノイローゼ防止のための早期支援が必要である。	1	本市においては、障害のある子どもへの支援とあわせて、出生前後を通じた保護者支援にも取り組んでおり、御意見を踏まえて、引き続き、子どもと保護者への支援に努めてまいります。また、いただいた御意見を踏まえ、表現を修正します。 【修正内容：成果目標５－早期発見・早期支援－「46関係機関との連携による早期発見・早期支援」文言修正】 子どもの発達の違いや特性を早期に発見し、保護者の相談に応じながら適切な支援につないでいけるよう… また、【施策目標５－相談・支援・連携体制の強化】においても、子どもの成長に合わせた相談支援体制の充実について反映しています。
68	早期発見・早期支援について、昔から障害児の両親は我が子の発達の遅れや障害の特性を余り考えず、「我が子を普通学校へ。」を強く希望する例も多数ある。入学によって、学校で「いじめ」に遭遇してしまう例も多い。支援には、子供本人にも聞き取り調査が必要。	1	未就学児の支援においては、年齢的に明確な意思表示が困難な場合が考えられるため、早期からの保護者の方への相談支援や啓発活動を通じて、子どもの様子や意向を確認しながら、特性や状況に応じた様々な支援の選択肢を提供できるような支援に努めてまいります。また、本市においては就学の際に学校と保護者が子どもの障害や発達の状態とそれに基づく教育的ニーズを共通確認しながら、適切な教育の場について相談を進めております。子ども本人の意向についても学習・生活上の実態や保護者からの聞き取りを通じて十分に把握した上で、就学先を決定してまいります。
69	特性や状況に応じた支援の提供について、「普通学級と特別支援学級による一体化した教育」「院内学級の増設」や「訪問教育に関する支援」等、医療ケアの必要な子供等に対する支援を推進すべき。	1	インクルーシブ教育の理念や一人一人のニーズに応じた教育を実現するために、医療的ケアの必要な子どもに対しても多様な学びの場を設置し、支援体制の充実を図ってまいります。
70	相談・支援・連携体制の強化について、地域の中での子どもの居場所づくりや療育、保護者への支援対策の1つとして、京都市移動移動支援実施要綱を改正し、障害児の通学時のガイドヘルプ利用を全て認可すべき。	1	地域の中での子どもの居場所づくりとしては、ほほえみネットの放課後支援型の活用が可能です。 通学の支援については、保護者の負担軽減や通学保障の観点から重要であると考えていますが、一方で、全ての障害児に対して通学時のガイドヘルプ利用を認めることについては、学校等による通学の支援や合理的配慮の促進との関係から慎重に検討すべきと考えております。なお、平成30年度からはほほえみネット～通学支援型において、強度行動障害を有する児童に対しても対象者を拡大することとしており、今後もニーズの把握に努め、必要な方に支援が提供できるように研究して参ります。
71	一人一人のニーズに応じた教育の推進について、インクルーシブ教育を促進させるためには、受け入れ学校の校長・教諭・生徒・生徒の両親の障害への理解が最も必要だと考える。よって、「普通学級と特別支援学級による一体化した教育」も推進すべき。	1	インクルーシブ教育の促進のためには、障害者理解は非常に重要であり、今後も教職員研修等を通じて啓発を行うとともに、交流・共同学習等を通じて、障害のある子どももいない子どもも共に学ぶことのできる環境づくりを進めてまいります。
72	小学校（支援学級）に入学する際に、登校時の付き添いに対する公的支援がないため、配偶者がフルタイムでの就労をあきらめた。 女性活躍を促進、教育を受けさせる義務、勤労の義務を果たすためにも、安心して通学させられる保障がほしい。 また特に母親にケアの負担が偏っている状況があり、父親がケアに従事しやすくなるような方法を考えてほしい。	1	保護者の方への支援に関しては、母親、父親に関わらず支援体制の充実に取り組んでいるところですが、就労等が原因でケアに従事しづらい保護者の方への取組についても、今後の検討課題とさせていただきます。 国においても、通学に関する移動支援については課題として認識されており、福祉政策のみならず、教育機関による合理的配慮の対応、教育政策との連携を含め、総合的な取組を進めていくべきとされています。 本市においては、ひとり親家庭の児童や医療的ケアが必要な児童に対しほほえみネットの通学支援を実施しており、平成30年度からは強度行動障害を有する児童に対しても対象者を拡大することとしていますが、今後とも国の動きも注視しながら、必要な方に支援が提供できるよう研究してまいります。
73	障害者の自立のためには、5に記載されているように子どもの頃からの取組が大切である。医療、教育、福祉など多くの項目について、子ども時代から取組を推進することで、医療費削減、保護費削減、働き手不足の解消などにも役立つと思うので、施策の推進を期待する。	1	市民の皆様の御理解と御協力を賜り、本計画を着実に実施していきます。
74	特に子どもに対して焦点を当てているのが良いと思った。	1	市民の皆様の御理解と御協力を賜り、本計画を着実に実施していきます。

75	計画の基本方針を実現するには、生まれたときから「共に育つ」ことが当たり前の環境を整えていくことが大切であり、インクルーシブ教育の理念に基づき、ぜひ京都市がインクルーシブ先進県として進んでいけるよう、計画の中で具体的に触れてください。	1	障害のある子どももいない子どもも共に学ぶというインクルーシブ教育の理念に基づき、障害のある子どもの自立と社会参加を目指して、交流・共同学習や一人一人の教育的ニーズに最も的確に対応できる多様なまなびの場の設置、すべての子どもたちにとってわかりやすい授業・学習環境づくりを目指すユニバーサルデザイン化等の取組を進めてまいります。
76	権利条約におけるインクルーシブ教育は、同じ場で共に学ぶことが定められており、「多様なまなびの場」という言葉の元で、特別支援学級（学校）をはじめから選択肢に含めて本人・保護者に選択させるという仕組みは、特別支援学級（学校）への入学を強制している現状がある。障害に対する理解は、幼少期から共に過ごす経験なしには向上しえないと思う。	1	本市においては、子どもの障害や発達の状態、それらに基づく教育的ニーズ等を学校と保護者が共通確認し、保護者同意を得ながら、丁寧に就学先に関する相談を進めております。また、今後も障害者理解のために、交流・共同学習をはじめとして、障害のある子どももいない子どもも共に学ぶことのできる取組を進めてまいります。
77	インクルーシブ教育の理念に基づくとの記載がありながら、「必要な義務教育学校にはすべて育成学級を設置します。」と学級を分けているのは矛盾しているのではないか。	1	本市においては、子どもの障害や発達の状態、それらに基づく教育的ニーズ等を学校と保護者が共通確認し、保護者の同意を得ながら、丁寧に就学先に関する相談を進めております。障害のある子どももいない子どもが同じ地域、同じ学校で学んでいくためにも、育成学級をはじめとする多様なまなびの場の設置をはじめ、学校間・学級間での交流・共同学習やすべての子どもたちにとってわかりやすい授業・学習環境づくりを目指すユニバーサルデザイン化等の取組を進めてまいります。
78	重度障害のある人が、他の人と同等の学校生活を送るためには、それらを支援する具体的な仕組みが必要であり、その必要性まで踏み込んで、計画に書いてほしい。例えば、総合支援法にある「保育所等訪問支援」を小中高校にまで拡大できないか。	1	施策目標5に記載のとおり、障害の多様化・重度重複化を踏まえた連続性のある多様なまなびの場の設置と指導・支援が求められており、「56 一人一人のニーズに応じた教育の実施」において、支援体制の充実について記載しているところです。重度障害のある子どもに対しては、個別具体的かつきめ細やかな支援が重要であり、今後とも取組を進めてまいります。保育所等訪問支援については、現在の利用実績が少ない状況にあることを踏まえ、平成30年度以降に詳細な実態把握を行い、課題を整理したうえで、より効果的な事業実施について検討してまいります。
79	就学基準が、社会モデルの考え方を踏まえ、子どもに対する支援は障害者権利条約第24条の2項 (e)に基づいたインクルージョンの目標に合致して行われるべき。	1	今後とも、インクルーシブ教育の理念に基づき、子どもの障害や発達の状態、それらに基づく教育的ニーズ等を学校と保護者が共通確認し、保護者の同意を得ながら、丁寧に就学先に関する相談を進めてまいります。
80	就学先決定後であっても、柔軟に就学先を見直していくことを担保すること。	1	今後とも、子どもの就学後についても障害や発達の状態、それらに基づく教育的ニーズ等に応じて、随時就学相談を行ってまいります。
81	記載してあるとおりの「共生」を実現してもらいたい。	1	市民の皆様の御理解と御協力を賜り、本計画を着実に実施していきます。
82	新規施策については、少しでも内容を補足してほしい。	1	それぞれの施策については、計画本冊に、その内容を記載しております。
83	多岐にわたる事業を分野ごとにまとめていて見やすい。	4	この計画について、広く市民の皆様に周知できるよう取組を進めてまいります。

「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」の成果目標及びサービス量の見込について

番号	市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
84	成果目標が具体的に設定され、方向性や計画値について明確に示されており、実現が楽しみである。	7	市民の皆様の御理解と御協力を賜り、本計画を着実に実施していきます。
85	専門用語が多く、伝えたい内容が分かりにくい。	1	障害福祉計画及び障害児福祉計画で設定する項目については、国の基本指針で定められております。わかりにくい用語については、計画本冊において、注釈を入れることとします。
86	障害福祉計画及び障害児福祉計画について、グラフや図を使ったものはできないか。	1	障害福祉計画及び障害児福祉計画で設定する項目については、国の基本指針で定められており、項目が多岐にわたるため、グラフや図を使用すると、ページ数が膨大となります。今回は表形式としておりますことを御了承ください。

87	掲げた目標が達成できるようお願いしたい。達成できなかったときは、目標と現状との間のギャップを埋めるためのアプローチ方法を次回目標設定時に明記してほしい。	1	市民の皆様の御理解と御協力を賜り、本計画を着実に実施していくとともに、次の計画策定時には、この計画に掲げた目標や施策の状況について総括します。
88	目標を設定するのは大切なことだが、社会情勢の変化に伴い修正することもあるのではないか。	1	障害福祉計画及び障害児福祉計画における目標は、国の基本指針に基づき設定しているものです。 3年後の見直しの際には、社会情勢の変化等も踏まえたうえで、目標設定してまいります。
89	福祉計画について、項目ごとに数値化して分かりやすくしようとする意図は理解するが、項目が多すぎて、読むには努力がいる。もう少し簡単に端的にまとめたほうが、多くの人に見てもらえると思う。	1	障害福祉計画及び障害児福祉計画で設定する項目については、国の基本指針で定められていること、どれも必要な項目であることから、項目を削減する事は困難です。
90	具体的に何をしていくのかが不明瞭に思う。	1	障害福祉計画及び障害児福祉計画については、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標である「成果目標」と、成果目標を達成するために必要なサービスの見込量を設定するものです。
91	計画に記載されているサービス見込量が実現できる予算確保をお願いする。	1	必要なサービスが提供できる予算確保に努めてまいります。
92	地域生活への移行の目標値3.6%以上というのは低すぎる。国の基本指針である9%以上を前提として考えてほしい。 入所施設者数の削減についても、目標設定しないのであれば、その要因となっている入所待機者数をどのように減少させるかの具体的な方策を考えてほしい。	8	施設入所者の地域移行の目標につきましては、京都市内施設への調査等を基に検討し、京都市障害者施策推進審議会での議論も踏まえまして数値を定めております。 施設入所の待機をしている方が148人おり、地域移行目標として掲げる45人が地域移行したとしても、待機者の解消が困難であることから、施設入所者数の削減に係る目標設定をしないこととしておりますが、地域移行の取組みをこれまで以上に積極的に行うことで、待機者の減少につなげていきたいと考えております。
93	地域移行の人数について、チャレンジングな目標設定だと思う。	1	市民の皆様の御理解と御協力を賜り、本計画を着実に実施していきます。
94	障害者の就労への取組に期待する。	1	「京都市障害者就労支援推進会議」を中心に、本市における障害者就労支援を着実に進めて参ります。
95	障害者の受入企業の数や受入人数も加えてほしい。	1	障害者雇用が義務付けられている企業における雇用者数等の雇用状況につきましては、国の関係機関が毎年、調査を行い、結果を公表しています。 本市では、障害者雇用に意欲的な企業等に対し、アドバイザー等の派遣に係る費用等を補助する「障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業」の実施及び企業人事担当者等を対象とした障害者雇用企業セミナー、見学会等の開催を通じて、企業における障害のある方の雇用創出の促進に取り組んで参ります。
96	職業には「自己実現」「お金」「社会への貢献」という三つの要素があると言われており、障害のある人の就労には、お金の要素だけでなく、「自己実現」「社会への貢献」も極めて重要である。 この点からいうと、「当事者の働く力」「福祉事業者等の支える力」「企業の雇用する力」の三位一体というのは、福祉事業者の質、量的な力量不足、企業の採用ノウハウのなさなど、現状では、課題も多い。	1	障害のある方が社会的に自立し、生きがいを持って働けるには、労働行政機関や企業側は障害のある方の障害の特性や実情を、また、福祉行政機関や福祉施設側は企業のニーズや実情を把握する必要があり、相互の連携は不可欠であると認識しています。 民間企業での就労を希望する障害のある方、一般就労が困難な障害のある方、全ての障害のある方の就労を促進すべく、「京都市障害者就労支援推進会議」を中心に、生きがいを持って働ける環境づくりを推進して参ります。
97	当事者の働く力、福祉事業者等の支える力、企業の雇用する力の三位一体とあるが、丸投げ感が否めない。行政の責任の所在を明らかにし、重度障害者が就労できるような支援策に言及してほしい。（例えばパーソナルアシスタンスのような分野を問わない横断的な介助システムの構築等。）	1	障害のある方にとって、就労は社会参加の必要な要素であるとともに、社会的に自立し、かつ生きがいを持つという大切な意義があると認識しています。 このため、本市では、障害のある方の一般企業等への就労を促進する一方、心身の状況から一般企業への就労が困難な方に対しては、各人の能力や適性に応じた適切な福祉的就労の場の環境づくりなどに取り組み、障害のある方の社会的自立を促進して参ります。

98	児童発達支援センターについて、「更なる機能強化に向けて質的向上を図る」とあるが、なにをするのか伝わりにくい。	1	児童発達支援センターについては、地域連携や、地域における相談支援（障害児やその家庭、地域の障害児が通う施設（保育所や幼稚園等）からの相談に応じる）など、地域における中核的な支援機関としての機能強化に取り組んでまいります。いただいた御意見を踏まえ、わかりやすい表現に修正します。 【修正内容：成果目標「児童発達支援センターの設置」の「考え方」の文言修正】 ・・・地域との連携や相談支援等の機能の更なる強化に向けて質的向上を図る。
99	発達障害の人が意外に多いとマスコミ等で報道されているので、子どものころからの早い対応が必要だと思う。	1	【施策目標 5－早期発見・早期支援】の考え方を基本に、【施策目標 5－特性や状況に応じた支援の提供－「50様々な障害や特性に応じた支援体制の充実」】に基づき取組を進めてまいります。
100	発達障害者支援の充実を望む。	1	この計画に基づき、全ての施策を着実に推進してまいります。
101	障害児の相談や入所施設の増加を進めてほしい。	1	【施策目標 5－相談・支援・連携体制の強化】に基づき、障害のある子どもの相談支援体制の充実化を図るとともに、【施策目標 5－特性や状況に応じた支援の提供】の中で、入所・通所ともに、子どもの様々な状況やニーズに応じた支援を行える環境づくりを進めてまいります。
102	児童発達支援の見込み量29年度から32年度で一月のべ利用児が252増ということは、たとえば週1回の利用者が70人いる事業所がひとつ増えるくらいと考えているということか。	1	利用児童数については、延べ人数でなく実数で算出しておりますので、週1回の利用者が70人である場合であれば、1日10名定員と仮定する1箇月に1事業所で受入れられる人数も70人となります。したがって、252人分となれば、上記の条件の事業所が約4箇所必要になると考えます。
103	放課後デイサービスは、障害のある子どもたちだけを集めているが、同じ地域の中で障害の有無、年齢差などの能力を越えて多様な子どもたちが一緒に育つ学童保育の中でのサービスを工夫してほしい。	1	【施策目標 5－相談・支援・連携体制の強化－「53教育と福祉の連携による切れ目のない取り組みの推進」】に基づき、放課後等デイサービスと児童館・学校等の多機関の連携を行っていくとともに、学童クラブ事業においても、障害のある子どもを受け入れている施設への介助者派遣の実施や受入れ状況に応じた事業費の加算を行うなど、受入体制の充実を図り、障害のある子どもの地域の中での支援体制の整備に取り組んでまいります。
104	医療型児童発達支援と保育所等訪問支援の利用実績がすくないのはなぜなのか。必要とする人に情報が届いていないか、制度が使いづらいのではないかな。改善するべき点は改善してほしい。	1	医療型児童発達支援については、現在本市に事業所が存在せず、また、保育所等訪問も利用実績が少ない状況です。平成30年度以降に詳細な実態把握を行い、課題を整理したうえで、より効果的な事業実施について検討してまいります。
105	学校では、健常者と障害者を分けないでほしい。	1	障害のある子どももいない子どもも共に学ぶというインクルーシブ教育の理念に基づき、障害のある子どもの自立と社会参加を目指して、交流・共同学習や一人一人の教育的ニーズに最も確に対応できる多様なまなびの場の設置、すべての子どもたちにとってわかりやすい授業・学習環境づくりを目指すユニバーサルデザイン化等の取組を進めてまいります。
106	見守りの時間がほしい。移動支援事業の上限32時間は少ない。	1	ホームヘルプサービスのうち重度訪問介護の対象者であれば、見守りの時間についても必要性に応じて支給決定が可能です。 移動支援事業の支給時間数については、個別の事情を考慮して支給決定を行っておりますが、本市の厳しい財政状況において、基準時間数を拡大することは困難です。
107	地域で暮らすことが可能な障害程度の方の場合と24時間ケアが必要な方は家族が担うのが当然とされ、支援時間がないケースがほとんどである。独居しないと家族がいると判断されるが、家族も年をとり、病気もする。親がガンや死の間際でないと子は施設に入れないと聞くが、なぜか。	1	家庭でのヘルパーの支援については、国の事務取扱いにおいて、介護を行う者の状況を勘案して必要時間数を決定することとなっております。御家族が高齢や病気に限らず、就労や社会参加等も含め介護ができない状況にある場合には、支援の必要性を検討することができます。また、本市においては多くの待機者がおられ、各施設において定員に空きが生じた場合に、新たに入所をいただいている状況です。入所者については、希望者の状況等を総合的に判断したうえで、各施設において決定されております。
108	京都市の目標には実数が記載されており、わかりやすいが、国の基本指針にはパーセンテージしか記載がなく、何に基づいて設定された数値なのか不明瞭であり、具体的な数値で記載してほしい。	1	国の基本指針に設定されたパーセンテージに基づき、それぞれの自治体で実情に応じた数値設定をする仕組みであり、国の基本指針を実数化することは困難ですので、御了承ください。

109	市内でもインフラが整っていない地域もある。福祉施設などの、福祉資源も少なく、利用したくても方法がなくできないということが、ままある。	1	この計画や、障害のある人のニーズを踏まえ、必要なサービスの提供に努めてまいります。
-----	--	---	---

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン【わかりやすい版】」について

番号	市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
110	「わかりやすい版」について、子どもや高齢者にも、広く周知してもらいたい。	5	計画策定後は、「わかりやすい版」も含め、広く市民の皆様周知してまいります。
111	絵本のように親しみやすく、内容がよく伝わると思う。	9	わかりやすい版の取組について、序内に広めてまいります。
112	市の考え方が具体的でなく、わかりにくい。	1	「わかりやすい版」は、「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」の考え方や取組について、平易な言葉に言い換えるとともに、漢字にルビをふり、イラストを併用することで、知的障害のある方や外国の方にも情報をわかりやすく提供するものです。
113	文字を羅列するだけでなく、枠線で囲うなどをしたほうが見やすいと思う。	1	御意見を踏まえ、「この計画の目標」について、表形式に修正します。
114	なぜ、この「わかりやすい版」をつくったのかという説明や目的を記載するとよい。また、この内容をパネルにしたり、「わかりやすい版」でも理解が難しい方に説明できる人を設置するなど、丁寧に伝える工夫をしてほしい。	4	わかりやすい版を作成した趣旨、目的等について、表紙に記載するとともに、計画の内容をより丁寧に伝える手法について、検討してまいります。
115	施設入所支援の数は29年度から32年度まで人数が変わらない。家族がいつまでもみれない状況もある。在宅生活しかできない家族が、負担なく共に生活できるよう助けてほしい。家族は身も心も削って生活している。	1	施設への入所につきましては、数には限りがありますが、募集が出ているときもありますのでご相談いただければと考えております。また、障害のある人が住み慣れた地域で自立して生活し、家族介護を前提とせず暮らすために、居宅介護や生活介護、短期入所など必要とするサービスを十分に提供できる体制が必要であるとの認識のもと、今後必要となるサービスの量を見込んでおり、福祉サービスの量の充実と質の向上に取り組んでまいります。
116	分かりやすく工夫されていると思う。「障害のある人や子ども」が特別的に記載されているが、「すべての人」とした方が、「お互いをわかりあい、一緒に協力して暮らすことができる京都市」につながっているのではないかな。	1	この計画は障害者基本法に定める「障害者のための施策に関する基本的な計画」でもあるため、障害者・児に特化して記載していることを御了承ください。
117	障害のある子ども、ない子どもという言葉がひっかかる。障害のある・ないがはっきりしているものと捉えるのではなく、全ての子どもと捉える視点こそが必要なのではないかな。	1	障害のある子どもも障害のない子どもも、すべての子どもたちが共に暮らすためには、障害のある子どもの特性や状況を踏まえた適切な配慮がなされる必要があることから、本計画ではこのように記載しておりますことをご理解ください。

プラン全体について

番号	市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
118	「障がい」ではなく、「障害」と表記するのはなぜか。	2	「障害者基本法」や「障害者差別解消法」など、国の法律においても「障害」と表記していることから、本市では「障がい」ではなく、「障害」と記載しております。
119	この計画の実現に期待する。	10	市民の皆様の御理解と御協力を賜り、本計画を着実に実施してまいります。
120	全体的に抽象的で良い印象の言葉をならべ、施策の羅列となっている。	2	この計画は障害者基本法に定める「障害者のための施策に関する基本的な計画」であるため、障害者施策を網羅的に記載していることを御了承ください。
121	相談センターの予約がとりにくい状況である。もっと専門者を配置するなど利用しやすい環境整備をお願いする。	1	【施策目標5－早期発見・早期支援、相談・支援・連携体制の強化】において、相談支援体制の充実を掲げており、計画に基づく相談支援体制の充実を図ってまいります。

122	〇〇なまち京都というネーミングが多すぎる。ほほえみプランというネーミングもダメ。	1	本市の「障害者施策推進計画」については、これまでから、愛称を「ほほえみプラン」としており、愛称として一定定着していることから、修正は考えておりません。
123	障害者の現状、現在、本人や家族が抱えている問題の把握に努めるため、アンケート等も必要なのではないか。	1	この計画の策定に当たり、平成28年11月に、障害のある市民の状況やニーズについて調査する「障害者生活状況調査」を実施しております。
124	障害者に対する虐待をなくしてほしい。バスの中で運転手に無視されたり、怒られたりするのを、やめてほしい。	1	「施策目標1 お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり啓発」に基づき、障害や障害のある人への正しい理解の普及に努めてまいります。
125	障害者の地域への移行に当たっては、地域での理解がないことにより踏み出せない人もいます。地域での受入れと合わせて、行政で支援する仕組みが必要である。	1	「施策目標2 地域で自立して生活できる仕組みづくり住まい・暮らしー地域生活へ移行する仕組みづくりと支援体制の充実」に基づき、取組を進めてまいります。
126	災害発生時に、障害のある人は自分で避難することができないため、日頃からの地域でのつながりが重要である。	1	「施策目標2 地域で自立して生活できる仕組みづくりー地域交流ーちいきとのつながりの構築」に基づき、取組を進めてまいります。
127	障害がある人の社会参加をするなかで、移動手段が重要であるがガイドヘルパーの時間数が32時間と10年以上前から変わらず、障害のある人の外出機会を妨げている。その人にあった時間数の支給が必要だと思う。	1	移動支援事業の支給時間数については、個別の事情を考慮して支給決定を行っておりますが、本市の厳しい財政状況において、基準時間数を拡大することは困難です。 なお、国サービスの同行援護、行動援護のガイドヘルプサービスについては、32時間に限らず障害の状況に応じた基準時間数を設けております。
128	バリアフリー化に当たり、障害のある人の意見を取り入れることが重要である。	1	本市みやユニバーサルデザイン推進条例及び推進指針等に基づき、計画の策定、事業の推進及び施設の整備等に当たり、多様な立場にある市民から意見を聴取する機会を設けるよう努めてまいります。 なお、駅などの不特定多数の人が利用する施設の新設や大規模改修などを行う場合は、設計段階から当事者の意見を聴取することとしています。
129	障害者トイレについて、誰でも使用できる表記ではなく、使用する人を限定する表記にすることが重要である。	1	本市が所管する多機能トイレについては、「どなたでもご使用ください」との趣旨の文言を見えないようにし、「必要とされる方」が利用しやすくなるよう、マナー啓発の文書を掲示しているところです。今後、多機能トイレを必要とされる方が利用しやすくなるよう、啓発に努めてまいります。
130	18才を越えた見守りが必要な知的やてんかんを持つ重度障害の方が過ごせるショートステイや施設をもっと造ってほしい。行く所が夕方早く終わる生活介護施設しかない。実際大きなショートステイは京都府に2箇所だけである。	1	入所施設につきましては、国の障害福祉計画で入所者数を2%以上削減する目標設定がなされております。このため、本市においても新たな施設整備は困難な状況です。
131	市内5カ所に設置されている「基幹相談支援センター」では手話コミュニケーションの保障ができるか。	1	現在のところ、基幹相談支援センターには、手話通訳の資格を持っている相談員は配置されていません。手話でのコミュニケーションが必要な方からの相談があった場合は、手話通訳者の派遣等をお願いしています。
132	差別解消法施行に伴う相談窓口でもプライバシーを守り、かつ手話コミュニケーションの保障ができているかが気になる。	1	本市では手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助員の派遣事業を実施していますので、必要に応じて派遣依頼をしていただきますようお願いいたします。
133	第4期障害福祉計画は知らなかったもので、第5期障害福祉計画については、きちんと市民に周知し、市民ひとりひとりが自分のこととして関心をもてるよう積極的な広報・啓発をお願いしたい。	1	この計画について、広く市民の皆様にも周知できるよう取組を進めてまいります。
134	プラン全体を通して「障害のある人や子ども」について特別的に記載されていることで、よりテーマが見えにくくなっている印象を受ける。	1	この計画は障害者基本法に定める「障害者のための施策に関する基本的な計画」でもあるため、障害者・児に特化して記載していることを御了承ください。

135	相談支援の充実が盛り込まれているが、丁寧に対応しようとする、10件20件と単純に引き受けられるものではない。動けば動くほど、大変さが増す反面、苦労に見合うものが得られないため、担い手が増えない現状があるのに、相談支援の拡充と掲げられても、絵に描いた餅だと思う。	1	平成30年度の報酬改定において、業務負担に応じた加算の創設や、相談支援専門員1人当たりの担当件数の設定や、特定事業所加算の見直しも行われております。本市としても、市内に5箇所設置している基幹相談支援センターとともに、指定特定相談支援事業所のバックアップとして相談支援専門員スキルアップ研修等を実施していきます。
136	子どものことも書かれていてのは良いことだが、「児童発達支援事業の設置など～障害のある子どもの地域での居場所づくりに取り組んでいます」とあり、児童発達支援事業などを単なる居場所と捉えているのだとすれば残念である。正しく表現してほしい。	1	児童発達支援や放課後等デイサービスは、単なる児童の居場所ではなく、療育や保護者への支援も大切な役割であることを認識しており、いただいた御意見を踏まえ、表現を修正します。 【修正内容：本冊第1章（2）－障害のある子どもへの支援においては…（本冊3P）の文言修正】 障害のある子どもの地域での療育や居場所づくり、保護者への支援に取り組んでいます。
137	障害者が、様々な場面で社会的不利を負うことがないように、禁煙化を推進し、社会的障壁の除去を推進されたい。	1	いただいた意見は、関係部局とも共有し、「障害」となっている障壁を取り除くための「合理的配慮」の取組を進めてまいります。
138	事業者や、養護者からの虐待防止のため、しっかりとした啓発、教育が必要である。	2	「施策目標1 お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり－啓発」に基づき、障害や障害のある人への正しい理解の普及に努めてまいります。
139	社会福祉法人など自治体職員幹部OBなどの天下りを調査し、官民一体となって虐待の事実を隠蔽する体質を作らせない努力が必要である。	1	本市では、引き続き、施設や事業所に対し、研修を通じた障害者虐待防止の啓発を行ったり、監査を通じた適正な運営状況の確認を行ってまいります。
140	虐待の通報が入り次第、警察組織の初動捜査が遅れないように関係機関に周知する必要がある。	1	障害者虐待防止法に基づき、通報を受けた後、速やかに事実確認と緊急性の判断を行い、被虐待者の保護に努めております。その過程で、障害のある方の生命又は身体の安全の確保に必要な場合は、適宜警察と連携して対応してまいります。